

兵庫県公報

令和4年3月31日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

病院局管理規程	ページ
○ 病院事業職員の服務に関する規程の一部を改正する管理規程	1

病院局管理規程

病院事業職員の服務に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

兵庫県病院局管理規程第3号

病院事業職員の服務に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の服務に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「公務員としての正しい態度と心構えを保持させるため、」の右に「所属長が必要と認める場合、」を加え、同条第2項中「その身分を明らかにさせるため、」の右に「所属長が必要と認める場合、」を加え、同条第3項中「常に、」を「所属長が必要と認める場合、」に改め、「ただし、県行政を推進する上で、特に重要であると認められる啓発活動等のために別に定めるバッジを着用する場合は、職員き章を着用しないことができる。」を削り、同条第4項中「、第3項中「常に」とあるのは「職員き章を交付されたときは、常に」とを削る。

附則

この管理規程は、令和4年4月1日から施行する。